市の活性化に向け を活かし、コーヒ 活用コラム 弘前城前に建つスタ 文化財 + カ フ

フェとしてコンバージョンしたもの 好立地と建物の歴史的経緯 の街としての た相乗効果

弘前公園前店は、市有

内装にも当時の趣を残しつつカ の登録有形文化財を貸し出し、

ーバックス

店内の様子

した漆喰壁、青森県産ブナを 平内町産のホタテ貝を砕い や防寒の 粉末で色づけ 津軽こぎん刺 (生地の補強 のベンチ ため麻

Þ

た粉末とコー

使ったブナコ照明など地域性に

配慮した内装になっていま

I

## 文化財建物の活用 Ė

市民にとってより身近な文化財 力やデザインセンスを活かして、 スタ ーバックスコー の集客

ればムダがなかったとい で民間への貸し出 を行っており、 から数年でスター となっていました。 方で、平成24 先の改修の時点 - バックスの改修4年の内部改修 しが決まってい くう部分



吸 い 図ることが重要です 等を計画的 るためにも、 施設の活用にあたっては、改修 関係各課での情報共有 上げや様々 ・効果的に実施す 早期のニーズ な手法 O検  $\mathcal{O}$ を

□場所 青森県弘前市上白銀町1-1

| 経緯

大正6 第八師団長官舎として建設

戦 後 米軍進駐部隊の司令官宿舎として利用 昭和26 市に払い下げられ市長公舎として利用

昭和33 3分の2を解体、残りを市役所中庭に曳家

平成24 通り沿いに曳家、併せて耐震補強と内部改修

平成27 スターバックスコーヒーとの協定によりカフェ にコンバージョン(店舗改修はスタバが実施)

市有建築物の現状、保全・管理のポイント、公共建築物に係る情報などをお知らせします。

### たてもの保全活用通信

発行日:平成27年10月1日

発行者:建築課施設計画係、行政管理課施設活用係

集:細谷、勝俣



### 施設管理の責任を問われることが想定されるもの

民事





金銭賠償

✓ 契約上負っている安全配慮義務に違反した場合に損害を賠償。

### 一般不法行為責任

債務不履行責任

✓ 契約関係のない人に対しても負う。安全配慮義務を怠った過失に 基づき損害が生じた場合に賠償する。

### 営造物責任

✔ (国家賠償法2条) 「道路、河川その他の公の営造物の設置又は管 理に<mark>瑕疵</mark>があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共 団体は、これを賠償する責に任ずる。」



営造物が有すべき安全性を欠いている状態。

施設の使い方、利用状況、構造などを総合的に考慮して 個別具体に判断される。

無過失でも

※事例の大井プール事故の場合は示談が成立







職員個人の過失が問われ

有罪になった

【ふじみ野市大井プール事故の場合】

### 関係者への判決

施設所管課長

禁錮1年6月執行猶予3年

施設所管課係長

略式起訴処分(罰金刑)

再委託先の取締役社長 現場責任者

略式起訴処分(罰金刑)

禁錮1年執行猶予3年

### 判決文での主な指摘

課長と係長は、施設の安全を管理すべき立場であり、関係法令や 基本文書を読む、施設を点検するなどしてプールの危険箇所を把 握し補修するべきだった。

- 安全性を完備させない限りプールを開放してはならなかった。
- ✓ 委託業者の不手際が関係していたとしても、委託したことで職責 は何ら変わらない。
  - ○指定管理、PFIの場合 も要注意

任を負い続ける

○民間に維持管理業務を委

託していても、行政は責

✓ 過去の担当者も無責任であったが、これを断ち切りその職責を果

りました。

複合的な要因が

事故を招いた

くなるという

痛ましい事故があ

たさなければならなかった。

により、このプ

ルの管理業務

あったにもかかわらず、

ふじみ野市は、業務委託契約

の市営プ

ルで遊んでいた小学

平成18年、埼玉県ふじみ野市

大井プール事故ふじみ野市

任」という視点から考えます

2年生が、流水プールの起流ポ

ンプ吸水口内に吸い込まれ、亡

前例踏襲はダメ、今の担当者の責任

### 自治体等FM連絡会議in弘前

先進市の取組を伺ったり、全国の自治体 職員との意見交換などをしました。 資料をご覧になりたい方は、建築課細谷 (567)まで。

紫波町オガールプロジェクト、東京都小 平市の広域連携によるFM、千葉県習志 野市のFM、滋賀県大津市の計画保全、 施設のリノベーション事例(弘前工業高 校、弘前市民会館)

なくなっていました。 施せず、いつしか報告すらさ 状況でした。これに関して、 が劣化し、 金で固定してい

ことが求められています。

たが、歴代の担当者は修繕を実 業者からの報告がされていまし 経過しており、事故の7年前か ら吸水口の防護柵の固定部分 市に る

見抜けませんでした。 一方、施設は竣工から20年が

していませんでした。市はこれを 身

することになったとしても、 されていたと訴えましたが、 機会もなく「素人」のまま放置 して施設の安全を確保していく したのだと指摘されています。 知識もなく施設管理を担当 自らを「素人」のまま放置 努力

自

ものです。 上の注意義務を怠ったとされた 者に任せきりにし前例踏襲の 「素人」だからは 有罪となった係長は、研修の 漫然と業務にあたり、 言い訳にならない 業務

た。再委託先は、監視員の

配置

人数など、仕様書の条件を満た

た。しかし、この受託者は市に無 を民間業者に委託していまし

下

断で別会社に再委託していまし

# 安全に管理する責任は 委託先ではなく職員に

致死罪が確定しました。 管の課長と係長の業務上過失 施設を安全に管理する立場に この事故で、施設管理担当所 委託業

にあたっていました。 施設管理の知識を学 担

ぶための研修の機会もなく業務 当職員は、 施設協会から脱退しており、 また、市は財政難により体 育

建築物の老朽化に伴い、 員はどのような心構えが必要なのか、 とが予想されます。多くの施設を抱える私たち自治体職 今後、事故のリスクが高まるこ 今回は 「 法 的

# 維持管理の法的責任

# 公共施設の